

開成町工事中間技術検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、開成町が発注する建設工事において、中間又は抜き打ち的に検査を行い、低入札価格で落札された請負工事の対応及び大規模工事等の工事完成時に不可視となる部分の施工状況や出来形・品質等の確保並びに施工体制、安全管理の向上を図り、もって不良工事の防止等を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、開成町工事検査要綱第2条に定めるところによる。

(対象工事)

第3条 この要領による中間技術検査（以下「中間検査」という。）の対象となる工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 低入札価格契約工事（以下「低入札工事」という。） 予定価格の70%未満で落札された工事の中で請負金額500万円以上の工事
- (2) 大規模等の工事（以下「大規模工事」という。） 原則として当初契約金額が5千万円以上の土木工事、大規模な建築物の新築・増改築工事及び財務課長、工事担当課長が必要と認めた工事。ただし、大規模な建築物とは、原則として1棟の延床面積が1,000㎡以上若しくは最高の軒高12mを超える建物とする。
- (3) 抜き打ち検査をする工事（以下、「抜き打ち工事」という。） 請負金額500万円以上の工事の中から財務課長が選定した工事

(検査員)

第4条 中間検査を実施する検査員は、開成町工事検査要綱第4条第1号の財務課検査員とする。

(検査の実施方法等)

第5条 中間検査の実施時期は、工事の進捗が概ね20%～80%の範囲で出来形検査、完成検査の時期を配慮し実施する。ただし、大規模工事においては、施工上の重要な変化点等で行うことを原則とする。

- 2 中間検査の実施回数は、その工事中に原則1回とする。ただし、その工事の重要度に応じて実施回数を増やすことができる。
- 3 低入札工事及び抜き打ち工事の中間検査を実施する場合、財務課長は事前に中間検査通知書（第1号様式）により工事担当課の課長へ通知するものとする。なお、抜き打ち工事については、請負者に事前通告せずに検査を実施するものとする。
- 4 大規模工事の中間検査について、工事担当課は施工上の重要な変化点等で実施するよう事前に財務課と調整をしなければならない。
- 5 対象工事ごとの検査を行う範囲は次のとおりとし、工事担当課の監督員は、検査に際

して関係書類を準備することとする。

	書類検査	現場検査
低入札工事、抜き打ち工事	なし	・ 施工体制の確認 ・ 安全管理の状況 ・ 出来映え及び品質の状況 ・ 工程管理の状況 ・ その他必要と認めるもの
大規模工事	・ 契約に関する書類 ・ 施工計画書 ・ 工事打ち合わせ簿 ・ 工事材料検査に関する書類 ・ 品質管理に関する書類 ・ 出来形管理に関する書類 ・ 工事写真 ・ その他必要と認めるもの	・ 施工体制の確認 ・ 安全管理の状況 ・ 出来映え及び品質の状況 ・ 工程管理の状況 ・ その他必要と認めるもの

(出来形検査及び完成検査との関係)

第6条 大規模工事で確認した出来形部分等については、施工において再度の確認が必要な場合を除き、出来形検査及び完成検査時の確認を省略することができる。

2 中間検査で確認した出来形部分は部分払いの対象としないものとする。

3 中間検査と出来形検査が同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

(対象工事の指定)

第7条 大規模で中間検査の対象となる工事は、特記仕様書又は現場説明書で指定するものとする。

(検査の報告等)

第8条 検査員は、中間検査報告書(第2号様式)により、工事担当課を合議のうえ町長へ報告するとともに、決裁を受けた中間検査報告書の写しを工事担当課に送付するものとする。

2 検査の結果不適切な項目が判明した場合には、工事担当課の課長は請負業者に対して是正を文書により指示し、監督員は工事打ち合わせ簿等でこれに伴って請負業者が行った措置を工事担当課の課長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要領によりがたい場合は、実施方法等について財務課長が別に定める。

附 則(平成21年9月29日開成町訓令第15号)

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(開成町工事中間技術検査実施要領の廃止)

- 2 開成町工事中間技術検査実施要領(平成18年4月1日伺い定め)は、廃止する。

第1号様式（開成町工事中間技術検査実施要領第5条関係）

中間検査通知書

平成 年 月 日

（工事担当課）長 様

財 務 課 長

このことについて、次のとおり中間検査を実施いたしますので通知します。

区 分	低入札工事 ・ 抜き打ち工事
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 者 名	
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	
契 約 工 期	
検 査 日 時	
検査員職・氏名	

* 開成町工事中間検査実施要領第4条第3項の規定により、抜き打ち工事の場合、請負者に事前に通告しないこと。

第2号様式（開成町工事中間技術検査実施要領第8条関係）

中間検査報告書〔低入札工事・大規模工事・抜き打ち工事〕

工事担当課・監督員名		
工 事 名		
工 事 場 所		
契 約 金 額		
契 約 年 月 日		
契 約 工 期		
請 負 者 名		
現 場 代 理 人 名		
主任（監理）技術者名		
監理事務所・現場技術員		
項 目		検査結果、改善・是正事項
書 類 検 査	契 約 関 係	
	施 工 計 画 書	
	工事打ち合わせ簿	
	工事材料検査	
	品 質 管 理	
	出 来 形 管 理	
	工 事 写 真	
	そ の 他	
現 場 検 査	施 工 体 制	
	安 全 管 理	
	出来映ばえ及び品質	
	工 程 管 理	
	そ の 他	
所 見		
立会者		
<p>開成町長 様</p> <p>平成 年 月 日検査を終了したので、報告します。</p> <p style="text-align: right;">検査員 印</p>		

* 検査結果、改善・是正事項の欄で記入しきれない場合は、別紙とすること。